海上輸送の安全にかかわる情報

（令和２年度）

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第１９条の２の２」及び「内航海運業法第２５条の２」に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものです。

本報告書は、令和２年度の輸送の安全にかかわる情報、その他輸送の安全に関する情報をとりまとめたものです。

目　　次

１　事故及び立入検査の状況

（１）船舶事故等の発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）船種別事故等の発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（３）立入検査の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２　命令に係る事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　その他輸送の安全に関する事項（指導対象となった主な事案）・・・・　８

１　事故及び立入検査の状況

（１）船舶事故等の発生状況

令和２年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年度比４７件（約３０％）増の２０６件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）では、「衝突（船舶）」が全体の約２７％を占めており、以下、「機関故障」が約２５％、「衝突（岸壁等）」が約２１％、「乗揚」が約１７％となっています。

（件）

事故種類別	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	3 年間 の合計
衝突(船舶)	49	44	51	144
機関故障	27	35	72	134
衝突(岸壁等)	36	33	42	111
乗揚	35	24	30	89
火災	6	5	2	13
浸水	4	5	2	11
油流出	4	4	2	10
漂流	1	4	3	8
沈没	0	1	1	2
その他	2	4	1	7
合計	164	159	206	529

事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）

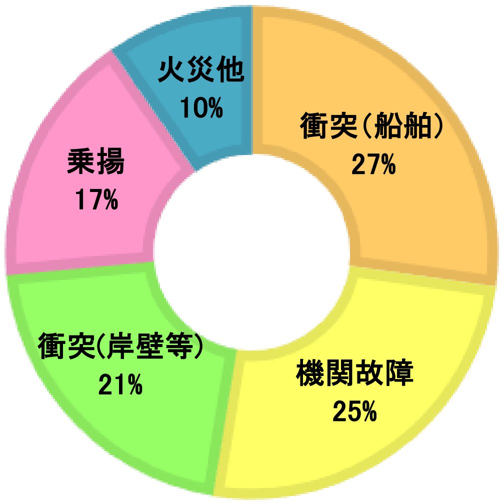

（２）船種別事故等の発生状況

①　旅客船

令和２年度の旅客船の事故等の発生件数は、対前年度比１０件（約１２%）増の９６件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）をみると、「機関故障」が約４５%、「衝突（岸壁等）」が約２６%、「衝突（船舶）」が約９%、「乗揚」が約７%となっています。

（件）

事故種類別	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	3 年間 の合計
機関故障	21	29	65	115
衝突(岸壁等)	23	25	19	67
衝突(船舶)	11	10	3	24
乗揚	8	8	2	18
浸水	1	4	1	6
油流出	2	3	1	6
漂流	1	3	3	7
火災	4	1	1	6
沈没	0	0	1	1
その他	2	3	0	5
合計	73	86	96	255

旅客船の事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）

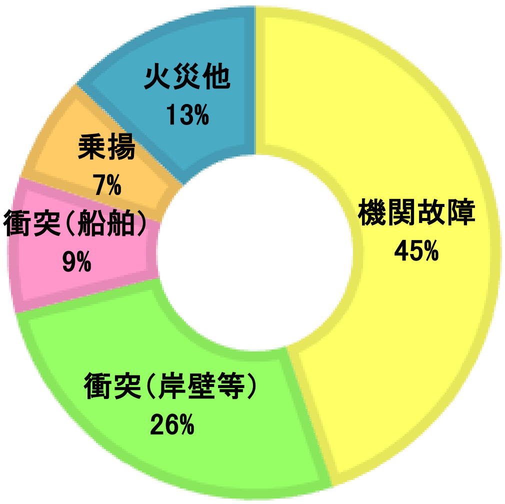

② 貨物船

令和２年度の貨物船の事故等の発生件数は、対前年度比３７件（約５１％）増の１１０件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約４４％、「乗揚」が約２６％、「衝突（岸壁等）」が約１６％、「機関故障」が約７％を占めています。

（件）

事故種類別	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	3 年間 の合計
衝突(船舶)	38	34	48	120
乗揚	27	16	28	71
衝突(岸壁等)	13	8	23	44
機関故障	6	6	7	19
火災	2	4	1	7
浸水	3	1	1	5
油流出	2	1	1	4
沈没	0	1	0	1
漂流	0	1	0	1
その他	0	1	1	2
合計	91	73	110	274

貨物船の事故等種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）

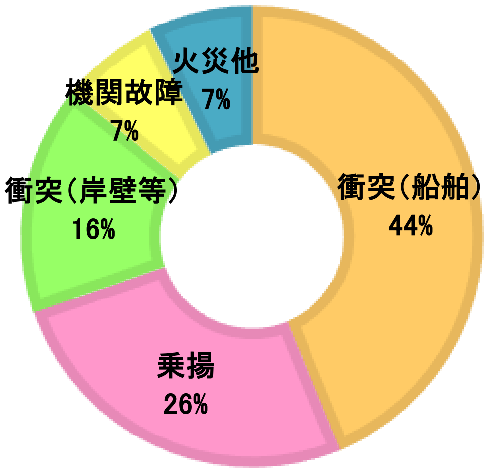

（３）立入検査の状況

令和２年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して1，９１９件の立入検査を実施しました。

立入検査の結果、問題等が認められ、処分等（指導を含む。）を行った事業者は１７事業者であり、うち２事業者については「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況及び処分状況

（件）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
監査実施件数 （うち事故発生時等の監査実施数（注①））	2,946 (66)	2,876 (72)	1,919 (45)
安全確保命令発出事業者数（注②）	2	3	2
指導事業者数（注③）	13	14	15

注①：事故発生時等に緊急に行われる検査を実施した件数
注②：輸送の安全確保に関する命令（処分）を発出した事業者
注③：輸送の安全確保に関する指導を行った事業者

令和２年度の主な処分内容内訳

処分内容内訳		命令	指導
輸送の安全を確保するための事業運営方針に関するもの	安全方針、安全重点施策に関するもの	0	3
	関係法令等の遵守に関するもの	0	1
輸送の安全を確保するための事業管理体制に関するもの	組織体制等、事業者管理体制に関するもの	2	3
	経営責任者の責務に関するもの	0	1
輸送の安全を確保するための事業管理方法に関するもの	船舶の運航管理に関するもの	6	14
	事故、災害等に係る対応に関するもの	3	12
	安全教育、訓練に関するもの	3	8
	その他	0	1
合計		14	43

※　国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国62箇所の地方運輸局等に配置されている運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

２　命令に係る事項

令和２年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた２事業者に対して、海上運送法第１９条第２項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発しました。これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案１　フェリーが桟橋へ乗り揚げた事故を受けて発出した命令

事業者　　：　福本フェリー（株）（一般旅客定期航路事業）
発出年月日：　令和２年１０月２６日
所管局　　：　中国運輸局

【概要】
令和２年４月１５日午前９時頃、広島県尾道市の一般旅客定期航路「向島～尾道航路」において、乗客８名、車両３台を乗せたフェリー「第拾五小浦丸」が、着岸間際に、桟橋へ乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。
事故発生時、関係機関への通報をせず、その後も運航を継続したが、外部から通報を受けた尾道海上保安部に停船を求められ、同日取り調べのため運航を中止した。

【原因】
船長が他船に気を取られ、減速操作が遅れたため。

【その他監査により確認された輸送の安全を阻害している事実】
令和元年９月に発出した命令に関して、事業者より報告を受けた改善策については、同年１１月に実施状況を確認した際は問題が無かったものの、今般の監査においては、次のとおり実施状況が不十分であった。
・　船舶安全法に定める船舶の法定検査の受検計画に留意した配船計画について、現状に合わせた計画が未策定。
・　事故発生時、運航管理者のみが非常連絡を入れる体制にしており、安全管理規程に定める非常連絡体制に従っていない。
・　着岸時、船舶の係留索を陸上の係船設備に繋げる前に、乗客と車両を下船させており、安全管理規程に定める手順に従っていない。
・　事故の要因である機器故障の再発防止策を含む各種機器の点検整備計画について、策定後、同様の事故を再発したにもかかわらず、計画を見直していない。

【命令内容】
1.　安全統括管理者は、事業者として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画（全ての種類の検査が対象）に留意した配船計画の策定を行い、状況変化に応じて常に改定するなどの措置を講じること。
2.　安全統括管理者は、船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、複数の担当者により確認できるよう、常に就航船舶の船内及

び事業所内での掲示等を行い、状況変化に応じて常に改定すること。

3. 安全統括管理者は、運航管理者及び船長に、事故等の際には、非常連絡表に従い、関係官署等に遅滞なく報告を行わせること。
4. 安全統括管理者は、報告を徹底するため、安全管理規程の事故処理基準に定める「事故等の範囲」や「非常連絡表」について就航船舶の船内での掲示等をすること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に安全管理規程及び事故処理基準を理解させる教育及び訓練を実施し、実施した内容を記録簿に記録すること。
6. 安全統括管理者は、安全管理規程に定める作業基準に基づき、乗下船作業の手順を船内に掲示するなどして、現場作業員に作業基準に従った手順での係船索の係止を徹底させること。
7. 安全統括管理者は、令和２年４月７日に発生した不具合の抜本的な原因究明と再発防止策を講じるとともに、就航船舶の各種機器等の定期的点検整備が確実に励行されるよう、今後の点検整備計画を策定し、確実に実施させ記録するなどの改善策を講じること。点検整備計画には、少なくとも、これまでの安全運航の支障要因ともなっている機器の故障（操舵不能、ランプドア作動不能、主機関停止、クラッチ操作不能）の再発防止策を含むものとし、故障が発生した場合は、再発防止策を行い、計画を見直すこと。
8. 安全統括管理者は、発航前点検においても、船長にこれらの機器に故障が生じていないか確認させるとともに、点検簿に結果を記録させること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い改善措置を実施していることを中国運輸局において確認した。

事案２　旅客船が暗礁に乗り揚げ、沈没した事故を受けて発出した命令

事業者　　：　（株）高松海上タクシー
　　　　　　　（人の運送をする不定期航路事業者）
発出年月日：　令和３年２月２６日
所管局　　：　四国運輸局

【概要】

令和２年１１月１９日午後４時頃、人の運送をする不定期航路（荘内半島から東かがわ市沖の海域）において、乗客６０名（うち小学６年生５２名）を乗せた旅客船「Ｓｈｒｉｍｐ　ｏｆ　Ａｒｔ」が、瀬戸大橋周辺を遊覧中、暗礁へ乗り揚げた。

船長は、乗客に救命胴衣の着用を命じ、救助に駆けつけた漁船と巡視艇に向かって乗客を泳がせて避難させた。旅客船は事故発生から約１時間で沈没した。

乗り揚げた衝撃により、乗客２名が全治７日の負傷（前胸部打撲）、救

助の際、乗客１名が全治６日の負傷（誤嚥性肺炎）をした。

【原因】

船長が、航海中、急遽、航路を変更する際、ＧＰＳを用いた航路の安全の確認を怠り、経験則に基づき判断し、暗礁未認識のまま航行したため。

【命令内容】

1. 安全統括管理者・運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、安全管理規程や関係法令を社員に遵守させること。
2. 運航管理者は、安全管理規程に定められた運航計画を事前に作成するとともに、運航計画作成時には、使用船舶の性能、航路の交通状況、自然的性質等について安全性を十分に検討すること。
3. 船長は、ＧＰＳ機能等を十分に活用して、航行中の水路状況の把握に努めること。
4. 船長は、基準経路、避険線のほか、事前の安全性確認時に気付いた必要と認める事項の海図記入を徹底すること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程並びに関係法令の安全教育を定期的に実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。
6. 安全統括管理者は、今般の重大事故を踏まえて、事故処理に関する訓練を年１回以上実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い改善措置を実施していることを四国運輸局において確認した。

３　その他輸送の安全に関する事項（指導対象となった主な事案）

事故等を起こした事業者に対し、輸送の安全確保に向け、文書等により再発防止のための指導を行いました。主な事案については、以下のとおりです。

事案１　旅客船が防波堤に衝突し、乗組員が負傷した事故

【概要】

令和元年８月２日、乗組員６名を乗せて回航中の旅客船（旅客不定期航路）が、船長の航路誤認により、防波堤に衝突した。

衝突の衝撃により、乗組員１名が全治１週間の負傷をした（頭部裂傷）。事故発生時、地方運輸局への通報が無かった。

【指導内容】

1. 経営トップ自らが輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を図ること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者の選任をすること。
3. 運航の安全確保が確実にできる運航計画・配乗計画を作成すること。
4. 事故発生の事実を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。
5. 運航の安全確保のために必要な情報の収集及び把握を確実に行うこと。

事案２　フェリーの積載車両が航海中に動き出し、車両が破損した事故

【概要】

令和２年６月２７日、乗客１５名、車両２台を乗せたフェリー（一般旅客定期航路）において、着岸間際、乗組員が積載車両の車止めを外し、サイドブレーキがかかっていない積載車両が動き出した。

積載車両同士が衝突し、破損したが、乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 車両の積付けについて、船内車両誘導係は、必ず運転者に対して、サイドブレーキを引くように指示し、その確認を行うこと。
2. 下船準備作業について、固縛係は、ランプウェイ架設後、船長の指示を受けた後に、車両の車止めを取り外すこと。
3. 安全統括管理者兼運航管理者は、事故原因の再度検証及び各種作業の再確認を行った上で、再発防止に向けた具体的な安全教育を定期的に行うとともに、作業基準励行の徹底を図ること。

事案３　旅客船の船内で乗客が負傷した事故

【概要】

令和２年７月１３日、乗客１２名を乗せた旅客船（一般旅客定期航路）が､船内通路上の床面にある機関室へのハッチを閉め忘れたまま出港した。

航海中、乗客１名が、開放中の床面ハッチに足が入り込んだことから、転倒し、全治６週間の負傷をした（足指骨折）。

【指導内容】

1.　乗客を乗船させる前及び航行中に船内の安全を確認すること。また、その具体的措置の手順を全乗組員に周知・徹底すること。
2.　床面ハッチの取扱いについて船員及び旅客の転倒等の防止を考慮した安全対策を講ずること。

事案４　フェリー出港時に陸上作業員が負傷した事故

【概要】

令和２年１０月６日、乗客２１名、車両１１台を乗せたフェリー（一般旅客定期航路、新造船で事故当日が就航初日）を、出港時、船尾の係留索が陸上の係船設備（ビット）と繋がった状態のまま前進させたことから、係留索が破断した。

破断した係留索に作業員１名が接触し、全治６ヶ月の負傷をした（肝動脈損傷、肋骨骨折、肩骨折等）。

【指導内容】

1.　乗組員・作業員に対する各種作業完了確認と意思疎通の徹底。
2.　事故調査委員会設置による事故原因の調査と再発防止策の検討。
3.　検討結果に基づく再発防止策の教育と実施。
4.　経営トップ自らが、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底されるとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること。